

関西外国語大学大学院 学位論文作成要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 関西外国語大学大学院学位論文作成要綱は、関西外国語大学大学院学則（以下「学則」という。）、関西外国語大学学位規程（以下「学位規程」という。）、関西外国語大学大学院履修規程（以下「履修規程」という。）に基づき、学位論文作成に当たっての計画、提出、審査の基準等に関し必要な事項を定める。

2 本要綱に定める以外の必要事項については、大学院委員会が指示する。

第2章 博士論文作成要綱

第1節 課程修了による学位論文

(博士論文提出までのスケジュール)

第2条 博士論文計画書の提出から学位授与までのスケジュールは、原則として表1のとおりとする。

- 2 書類の提出の遅延は、如何なる理由でも認められない。
- 3 博士論文題目提出後、題目の変更は原則として認められない。

表1

内容	年次	提出期限		提出先
		4月入学生	9月入学生	
博士論文 計画書提出	2年次	11月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	4月15日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	教務部
博士論文 題目提出		4月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	9月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	教務部
博士論文 提出	3年次	11月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	4月15日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	教務部
口述試験		1月中旬～1月下旬	7月初旬～中旬	
学位授与		3月（修了式）	8月（修了式）	

(博士論文計画書)

第3条 博士論文を提出しようとする者は、博士後期課程2年次に学位規程第8条に基づき、博士論文計画書を提出しなければならない。

- 2 博士論文計画書は、研究指導教員の指示のもと作成しなければならない。
- 3 計画が不完全な場合は、大学院委員会が再提出を指示することがある。この場合は、論文提出が計画より1年遅れることがある。
- 4 博士論文計画書に必要な項目については原則として次の各号のとおりとする。
 - (1) 「序」の部分で論文の目的を明示するとともに、論文を書くに当たっての問題点等を簡潔に整理すること。
 - (2) 論文の中心部分を以下の項目に従い説明すること。
 - ① 研究の必要性を略述すること。
 - ② 論文の関連研究分野での重要な先行研究を略述して、この論文の立脚点を明確にすること。

- (3) 論文の議論に用いられる方法論とその妥当性について述べること。
 - (4) 論文の議論で取り上げない部分や分野などの除外項目について述べること。
 - (5) 仮説を立てて論じる場合の依拠する理論、データ、調査方法等を略述すること。
- (3) 本論文に係る研究発表や著書等（既発表と計画中共に）のアウトラインを、発表時期、学会等を含めて略述すること。
- (4) 当該専門分野に関する貢献、目標の独創性、関連学会への寄与等を明示すること。
 - (5) 博士論文完成までのスケジュールを明記すること。
 - (6) 計画書作成時点での参考書目の一覧を示すこと。

（外国語の学力に関する認定）

第 4 条 博士論文を提出しようとする者は、学位規程第 8 条に規定する提出資格を満たしたうえで、原則として次の各号のいずれかの試験において設定された得点もしくは資格を獲得していなければならない。

- (1) TOEFL600 点 (iBT100 点) 以上
- (2) DELE C1 以上
- (3) 日本語能力試験 N1
- (4) TOEIC900 点以上

2 前項の条件充足の確認のため、博士論文提出予定者は各試験結果の写しを、博士論文提出日までに教務部大学院係へ提出しなければならない。提出できない場合については、外国語の試験を課すことがある。

（博士論文の書式等）

第 5 条 博士論文の使用言語については、原則として英語学専攻は英語もしくは日本語、言語文化専攻は日本語、スペイン語、英語の中から 1 言語を選択し使用するものとする。

- 2 博士論文の様式については、次の各号のとおりとする。
- (1) 英語もしくはスペイン語の場合は、パソコンコンピュータを使用し、A4 版（書式設定 40 文字×30 行）で、余白は上・下・右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、フォントは 11 または 12 ポイントに設定し、半角文字で作成することとする。
 - (2) 日本語の場合は、パソコンコンピュータを使用し、A4 版（書式設定 40 文字×30 行）で、余白は上・下・右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、フォントは 10.5 または 11 ポイントに設定し、全角文字で作成することとする。
 - (3) 論文は製本したものを提出することとする。製本日数に約 2 週間程度必要とするため、提出期限に間に合うよう注意しなければならない。
 - (4) 論文の要旨は日本語に加え、英語もしくはスペイン語による A4 版 10 枚程度の要旨を作成しなければならない。

（博士論文の提出書類）

第 6 条 博士論文を提出する者は、研究指導教員の承認を得て、本条第 2 項に定める必要書類を指定の期日までに教務部まで提出しなければならない。

- 2 博士論文の提出に必要な書類については、次の各号のとおりとする。
- (1) 博士論文審査願
 - (2) 博士論文提出票

- (3) 博士論文 3 部
- (4) 博士論文日本語要旨 3 部 (A4 判で 10 枚程度)
- (5) 博士論文外国語要旨 3 部 (英語もしくはスペイン語にて A4 判で 10 枚程度)
- (6) 本籍地 (外国人の場合は国籍) の記載された履歴書・教育研究業績書
 - ① 学歴は大学卒業から最終学歴まで記入する。
 - ② 教育研究業績については、修士論文、学会誌・紀要等などの発表論文 (頁数をつける) を記入する。
 - ③ 口頭発表は、題目、学会、研究会の名称、開催地と発表年月日を記入する。
 - ④ 翻訳は、著者、原題をつける。
 - ⑤ 日本語・英語以外の言語による発表は、日本語訳をつける。
 - ⑥ 紀要、学会誌などは発行機関名を明記する。

3 博士論文の提出に係わる審査願、提出票は別表に定める。

(博士論文の審査基準)

- 第 7 条 博士論文の審査基準は、次の各項のとおりとし、原則として、すべての基準を充足していなければならない。
- 2 テーマ設定および研究方法は先行研究を踏まえていなければならない。
 - 3 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要な資料またはデータの収集が適格に行われていなければならない。
 - 4 文献の分析・解釈が適格であり、表現・表記が正確、かつ適切であり、論旨に論理性と明確性と一貫性があり、独創的な結論が提示されていなければならない。
 - 5 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注等に関して体裁が整っていなければならない。
 - 6 当該研究分野における研究を発展させるに足る知見を有する論文であり、主要部分が学会誌・学術誌等に掲載されているか、あるいは掲載される水準でなければならない。

(課程博士に係る最終試験)

第 8 条 博士に係る最終試験については、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位規程第 11 条に規定する最終試験については、当該博士論文を中心にして関連事項を含めた口述試問を、審査委員、その他の教員、学生などが出席して公開にて行うことを原則とする。
- (2) 審査委員は、主査 1 名、副査 2 名の計 3 名によって行う。
- (3) 審査日程・場所については、大学院委員会が別途指示する。

第 2 節 論文提出による学位

(博士論文の書式等)

第 9 条 博士論文の様式については、第 5 条の規定を準用する。

(論文博士の提出書類)

第 10 条 学位規程第 5 条第 1 項第 2 号の規定により博士論文を提出しようとする者は、本条第 2 項に定める必要書類および次条の審査手数料を指定の期日までに教務部まで提出または納付するものとする。

2 博士論文の提出に必要な書類については、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請書

- (2) 博士論文提出票
- (3) 博士論文 3 部
- (4) 博士論文日本語要旨 3 部 (A4 判で 10 枚程度)
- (5) 博士論文外国語要旨 3 部 (英語もしくはスペイン語にて A4 判で 10 枚程度)
- (6) 住民票等本籍地 (外国人の場合は国籍) を証明できる書類
- (7) 履歴書・教育研究業績書
 - ① 学歴は大学卒業から最終学歴まで記入する。
 - ② 教育研究業績については、修士論文、学会誌・紀要等などの発表論文 (項数をつける) を記入する。
 - ③ 口頭発表は、題目、学会、研究会の名称、開催地と発表年月日を記入する。
 - ④ 翻訳は、著者、原題をつける。
 - ⑤ 日本語・英語以外の言語による発表は、日本語訳をつける。
 - ⑥ 紀要、学会誌などは発行機関名を明記する。

3 博士論文の提出に係わる申請書、提出票は別表に定める。

(論文博士の審査手数料)

第 11 条 前条により学位申請論文の審査を受けようとする者は、審査料 250,000 円を納付しなければならない。

(論文博士の審査基準)

第 12 条 論文博士の審査基準については、第 7 条の規定を準用する。

(論文博士に係る最終試験について)

第 13 条 論文博士に係る最終試験については、第 8 条の規定を準用する。

第 3 章 修士論文作成要綱

第 1 節 修士論文の作成と提出

(修士論文の提出に係る追加条件)

第 14 条 修士論文を提出しようとする者は、学位規程第 22 条に規定する提出資格を満たしたうえで、次の各号のいずれかの試験において設定された得点もしくは資格を獲得するよう努めなければならない。

- (1) TOEFL550 点 (iBT80 点) 以上
- (2) DELE B2 以上
- (3) 日本語能力試験 N1
- (4) TOEIC730 点以上

2 前項の条件充足の確認のため、修士論文を提出しようとする者は各試験結果の写しを、修士論文提出日までに教務部まで提出しなければならない。

(修士論文提出までのスケジュール)

第 15 条 修士論文題目提出から学位授与までのスケジュールは、原則として表 2 のとおりとする。

- 2 書類の提出の遅延は、如何なる理由でも認められない。
- 3 修士論文題目提出後、題目の変更は原則として認められない。
- 4 修士論文題目届は別表に定める。

表2

内容	提出期限		提出先
	4月入学生（2年次）	9月入学生（2年次）	
修士論文 題目提出	6月15日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	10月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	教務部
修士論文 研究計画書提出	6月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	11月15日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	教務部
修士論文 提出	1月20日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	6月末日（日曜日の場合は前日） 午後4時まで	教務部
口述試験	1月中旬～1月下旬	7月初旬～中旬	
学位授与	3月（修了式）	8月（修了式）	

(修士論文研究計画書)

第 16 条 修士論文を提出しようとする者は、博士前期課程2年次に学則第29条に規定する修士論文研究計画書を提出しなければならない。

- 2 修士論文研究計画書は、研究指導教員の指示のもと計画されている修士論文の研究内容に関連して、その論文の当該研究分野に対する貢献度、用いられる方法論の妥当性、論文提出期限内の提出可能性などの諸視点を含めて多角的に検討されていなければならない。
- 3 計画が不完全な場合は、大学院委員会が再提出を指示することがある。この場合は、論文提出が計画より1年遅れることがある。

(修士論文の書式等)

第 17 条 修士論文の使用言語については、原則として英語学専攻は英語もしくは日本語、言語文化専攻は日本語、スペイン語、英語の中から1言語を選択し使用するものとする。

- 2 修士論文の様式については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 英語もしくはスペイン語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4版（書式設定40文字×30行）で、余白は上・下・右側30ミリ、左側35ミリに、フォントは11または12ポイントに設定し、半角文字で50枚程度とする。
 - (2) 日本語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4版（書式設定40文字×30行）で、余白は上・下・右側30ミリ、左側35ミリに、フォントは10.5または11ポイントに設定し、全角文字で50枚程度とする。
 - (3) 論文の要旨は日本語に加え、英語もしくはスペイン語によるA4版2枚程度の要旨を作成しなければならない。
 - (4) 正本は原本のものとし、副本は複製したものとする。
 - (5) 表装は、本学が指定したものとする。

(修士論文の提出書類)

第 18 条 修士論文を提出する者は、研究指導教員の承認を得て、本条第2項に定める必要書類を指定の期日までに教務部大学院係まで提出しなければならない。

- 2 修士論文の提出に必要な書類については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 修士論文審査願
 - (2) 修士論文提出票

- (3) 修士論文 3 部（正本 1 部、副本 2 部）
 - (4) 修士論文日本語要旨 3 部
 - (5) 修士論文外国語要旨（英語もしくはスペイン語）3 部
- 3 修士論文の提出に係わる審査願、提出票は別表に定める。

（修士論文の審査基準）

- 第 19 条 修士論文の審査基準は次の各項のとおりとし、原則として、すべての基準を充足していなければならない。
- 2 本論テーマの設定および研究方法は先行研究を踏まえていなければならない。
 - 3 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要な資料またはデータの収集が適格に行われていなければならない。
 - 4 文献の分析・解釈が適格であり、表現・表記が正確、かつ適切であり、論旨に論理性と明確性と一貫性があり、独創的な結論が提示されていなければならない。
 - 5 文章全体が確かに表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注等に関して体裁が整っていなければならない。

第 2 節 特定課題研究作成と提出

（特定課題研究提出までのスケジュール）

- 第 20 条 特定課題研究題目の提出から修士の学位を授与されるまでのスケジュールは、第 15 条の規定の「修士論文」を「特定課題研究」と読み替えて準用する。

（特定課題研究計画書）

- 第 21 条 特定課題研究を提出しようとする者は、博士前期課程 2 年次に学則第 29 条に規定する特定課題研究計画書を提出しなければならない。
- 2 特定課題研究計画書は、研究指導教員の指導のもと計画されている研究内容に関連して、データの収集および分析方法論の妥当性、期限内の実現可能性などの諸視点を含めて多角的に検討されなければならない。
 - 3 計画が不完全な場合は、大学院委員会が再提出を指示することがある。この場合は、特定課題研究提出が計画より 1 年遅れることがある。

（特定課題研究の書式等）

- 第 22 条 特定課題研究の使用言語については原則として英語学専攻は英語もしくは日本語、言語文化専攻は日本語、スペイン語、英語の中から 1 言語を選択し使用するものとする。
- 2 特定課題研究の様式については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 英語もしくはスペイン語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4 版（書式設定 40 文字 × 30 行）で、余白は上・下・右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、フォントは 11 または 12 ポイントに設定し、半角文字で 40 枚程度とする。
 - (2) 日本語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4 版（書式設定 40 文字 × 30 行）で、余白は上・下・右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、フォントは 10.5 または 11 ポイントに設定し、全角文字で 40 枚程度とする。
 - (3) 特定課題研究の要旨は日本語に加え、英語もしくはスペイン語による A4 版 2 枚程度の要旨を作成しなければならない。

(4) 正本は原本のものとし、副本は複製したものとする。

(5) 表装は、本学が指定したものとする。

(特定課題研究の提出書類)

第 23 条 特定課題研究を提出する者は、研究指導教員の承認を得て、本条第 2 項に定める必要書類を指定の期日までに教務部まで提出するものとする。

2 特定課題研究の提出に当たり必要な書類については、次の各号のとおりとする。

(1) 特定課題研究審査願

(2) 特定課題研究提出票

(3) 特定課題研究 3 部（正本 1 部、副本 2 部）

(4) 特定課題研究日本語要旨 3 部

(5) 特定課題研究外国語要旨（英語もしくはスペイン語）3 部

3 特定課題研究の提出に係わる審査願、提出票は別表に定める。

(特定課題研究の審査基準)

第 24 条 特定課題研究の審査基準は次の各項のとおりとし、原則としてすべての基準を充足していなければならない。

2 当該テーマに必要な資料やデータの収集が適格に行われていなければならない。

3 文献の分析・解釈が適格であり、表現・表記が正確、かつ適切であり、論旨に論理性と明確性と一貫性がなければならない。

4 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注等に関して体裁が整っていなければならない。

第 3 節 修士に係る最終試験

(修士に係る最終試験)

第 25 条 修士に係る最終試験については、次の各号のとおりとする。

(1) 学位規程第 25 条に規定する最終試験については、修士論文または特定課題研究を中心にして関連事項を含めた口述試問を、審査委員、その他の教員、学生などが出席して公開にて行うことを原則とする。

(2) 審査委員は、主査・副査の各 1 名の計 2 名、ないしは副査 2 名の計 3 名によって行う。

(3) 審査日程・場所については、大学院委員会が別途指示する。

附則

1. この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. この要綱は、平成 26 年 4 月入学生から適用し、それ以前の入学生は従前どおりとする。

